

欠席委員からのコメント

中央環境審議会自然環境部会  
部会長 石井 実 様

臨時委員である大日本猟友会の佐々木です。

私こと、8月30日は鳥獣保護管理法に基づく「基本指針」の見直しを審議・決定する重要な部会でありながら、海外出張中のため出席が叶わず、誠に申し訳ございません。

以下のコメントを提出しますので、よろしくお願い申し上げます。

(コメント)

この度の基本方針見直しでは、平成26年の法改正を受け、特に「狩猟」の語句や意義に関する記述について、その適正化が図られたものと考えます。また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する内容が新たに盛り込まれ、これで改正法の施行に関しその基盤が整えられたものと考えます。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業が開始され、都道府県知事による鳥獣捕獲等事業者の認定や実際の事業の実施にあたり、現場では当初想定していなかったいろいろな不都合が発生していることから、当事業に関する規定等について、必要な事項の早期の見直しを要望いたします。

また、猛禽類の鉛中毒に関しては、基本方針に記述がありますが、その原因は未だ完全に解明されるには至っていないことから、その解明についての適切な対応をお願いいたします。

平成28年8月19日

一般社団法人 大日本猟友会  
会 長 佐々木 洋平